

原管発官R2第268号

2021年2月26日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小早川 智明

柏崎刈羽原子力発電所7号機の使用前確認申請書の記載内容変更について

2020年11月6日付け原管発官R2第189号で申請しました柏崎刈羽原子力発電所7号機に係る使用前確認申請書の記載内容を、別紙のとおり変更しましたので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第3項の規定により提出致します。

1. 使用前確認申請書

柏崎刈羽原子力発電所7号機

使用前確認申請書番号

原管発官R2第189号

2. 変更の内容及び変更の理由

2.1 使用前確認申請書

(変更前)

2020年11月6日付け原管発官R2第189号の申請書記載事項

法第43条の3の9第1項若しくは第2項の認可年月日及び認可番号又は法第43条の3の10第1項の規定による届出をした年月日	設計及び工事の計画の認可年月日及び認可番号 令和2年10月14日 原規規発第2010147号
使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所	工事の工程 構造、強度又は漏えいに係る検査（表2-1） 期日 自 2020年11月 至 2021年4月 場所 柏崎刈羽原子力発電所
	工事の工程 主要な耐圧部の溶接部に係る検査（表2-2） 期日 自 2020年11月 至 2021年4月 場所 柏崎刈羽原子力発電所
	工事の工程 燃料体を挿入できる段階の検査（表2-7） 期日 自 2020年11月 至 2021年2月 場所 柏崎刈羽原子力発電所
	工事の工程 臨界反応操作を開始できる段階の検査（表2-8） 期日 自 2021年3月 至 2021年4月 場所 柏崎刈羽原子力発電所

	<p>工事の工程 工事完了時の検査（表 2-9） 期日 自 2020 年 11 月 至 2021 年 6 月 場所 柏崎刈羽原子力発電所</p> <p>工事の工程 基本設計方針検査（表 2-10） 期日 自 2020 年 11 月 至 2021 年 4 月 場所 柏崎刈羽原子力発電所</p> <p>工事の工程 品質マネジメントシステムに係る検査（表 2-11） 期日 自 2020 年 11 月 至 2021 年 6 月 場所 柏崎刈羽原子力発電所</p>
<p>申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期</p>	<p>2021 年 6 月</p>
<p>原子炉本体に係る工事の場合であって、原子炉本体を試験のために使用するとき、又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であって、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由がある場合にあっては、その使用の期間及び方法</p>	<p>■使用の期間 自 2021 年 3 月 至 本申請に基づく、使用前確認証交付日</p> <p>■使用の方法 燃料体を挿入できる段階において、原子炉内に燃料体を挿入し、炉内構造物他の健全性を確認する。 その後、臨界反応操作を開始できる段階において、原子炉を臨界にさせ、原子炉本体に異常がないことを確認しながら出力を上昇し、定格熱出力状態において、原子炉本体を含めプラント全体の健全性を確認する。 なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき運転する。</p>

(変更後)

法第43条の3の9第1項若しくは第2項の認可年月日及び認可番号又は法第43条の3の10第1項の規定による届出をした年月日	設計及び工事の計画の認可年月日及び認可番号 令和2年10月14日 原規規発第2010147号 設計及び工事の計画の認可年月日及び認可番号 令和3年1月21日 原規規発第2101211号
使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所	工事の工程 構造、強度又は漏えいに係る検査(表2-1) 期日 自 2020年11月 至 未定 場所 柏崎刈羽原子力発電所
	工事の工程 主要な耐圧部の溶接部に係る検査(表2-2) 期日 自 2020年11月 至 未定 場所 柏崎刈羽原子力発電所
	工事の工程 燃料体を挿入できる段階の検査(表2-7) 期日 自 2020年11月 至 未定 場所 柏崎刈羽原子力発電所
	工事の工程 臨界反応操作を開始できる段階の検査(表2-8) 期日 未定 場所 柏崎刈羽原子力発電所
	工事の工程 工事完了時の検査(表2-9) 期日 自 2020年11月 至 未定 場所 柏崎刈羽原子力発電所
	工事の工程 基本設計方針検査(表2-10) 期日 自 2020年11月 至 未定 場所 柏崎刈羽原子力発電所
	工事の工程 品質マネジメントシステムに係る検査(表2-11) 期日 自 2020年11月 至 未定 場所 柏崎刈羽原子力発電所

申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	未定
原子炉本体に係る工事の場合であって、原子炉本体を試験のために使用するとき、又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であって、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由がある場合にあっては、その使用の期間及び方法	<p>■使用の期間 未定</p> <p>■使用の方法 燃料体を挿入できる段階において、原子炉内に燃料体を挿入し、炉内構造物他の健全性を確認する。その後、臨界反応操作を開始できる段階において、原子炉を臨界にさせ、原子炉本体に異常がないことを確認しながら出力を上昇し、定格熱出力状態において、原子炉本体を含めプラント全体の健全性を確認する。 なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき運転する。</p>

2.2 添付書類（1） 工事の工程に関する説明書

添付書類のとおり

2.3 添付書類（2） 工事の工程における放射線管理に関する説明書

変更なし

2.4 添付書類（3） 施設管理の重要度が高い系統、施設又は機器に関する説明書

変更なし

2.5 添付書類（4） 原子炉本体の試験使用を必要とする理由を記載した書類

変更なし

変更理由

7号機の新規制基準に基づく安全対策工事において、今後の工程を見直すこととしたため、「使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所」の期日、「申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期」及び「原子炉本体に係る工事の場合であって、原子炉本体を試験のために使用するとき、又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であって、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由がある場合にあっては、その使用の期間及び方法」の使用の期間を

未定とする。

また、2021年1月21日付けで柏崎刈羽原子力発電所7号機の設計及び工事計画変更認可申請書が認可されたことから、「法第43条の3の9第1項若しくは第2項の認可年月日及び認可番号又は法第43条の3の10第1項の規定による届出をした年月日」に同認可年月日及び認可番号を追加する。

<添付書類>

「工事の工程に関する説明書」変更前後比較

(変更前)

2020年11月6日付け原管発官R2第189号の申請書記載事項

工事の工程に関する説明書

年月 項目	2020年		2021年					
	11	12	1	2	3	4	5	6
発電用原子炉施設に係るもの	工事期間							
原子炉本体								
核燃料物質の取扱施設及び 貯蔵施設	←		使用前事業者検査 (表 2-1)		→			
原子炉冷却系統施設								
計測制御系統施設	←		使用前事業者検査 (表 2-2)		→			
放射性廃棄物の廃棄施設								
放射線管理施設								
原子炉格納施設	←		使用前事業者検査 (表 2-7)		→			
その他発電用原子炉の附属 施設					←			
非常用電源設備					使用前事業者検査 (表 2-8)			
常用電源設備								
火災防護設備	←		使用前事業者検査 (表 2-9)		→			
浸水防護施設								
補機駆動用燃料設備								
非常用取水設備								
緊急時対策所	←		使用前事業者検査 (表 2-10)		→			
	←		使用前事業者検査 (表 2-11)		→			

添付書類 (1)

添付書類

